

社会福祉法人ノマド福祉会
指定短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護施設らいらっく 運営規程
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノマド福祉会が設置する短期入所生活介護施設らいらっく（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員（以下「従業者」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、栄養管理、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護施設らいらっく
- (2) 所在地 札幌市南区藤野4条4丁目20番30号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名（嘱託）
医師は、利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、サービスの申し込みに係る調整、利用者及び家族等からの相談及び調整、居宅介護支援事業所、その他居宅サービス事業者、市区町村等の関係機関との連絡及び調整等の業務に当たる。

(4) 介護職員又は看護職員 34名以上(常勤換算)

介護職員は、利用者の心身機能、ニーズに応じた介護、レクリエーション等に当たる。

看護職員は、利用者の健康管理及び緊急時の対応等中心に看護に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、食事の提供、栄養管理等を行う。

(利用受付日及び時間)

第5条 利用に関する受付等は、次の通りとする。ただし、次の各号にかかわらず緊急の場合は、原則としてその都度受付を行うものとする。

(1) 受付日

月曜日から土曜日まで(ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までの年末年始休暇を除く。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 併設型及び空床利用型短期入所生活介護のサービス提供を実施する。また、併設型の利用定員は20名とする。

2 利用者の生活の場となるユニットは9ユニットとし、それぞれの定員は以下のとおりとする。

定員 8名 1ユニット

定員 3名 3ユニット

定員 1名 3ユニット

(指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第7条 指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容は次の通りとする。

(1) 日常生活上の介護

イ 食事

ロ 排泄

ハ 入浴(一般浴、特殊浴)

ニ その他必要な身体介護

(2) 機能訓練・レクリエーション

- (3) 栄養管理
- (4) 送 迎
- (5) 相 談 事業所内に相談室を設置し、利用者からの相談に適切に対応する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が別に定める介護報酬の告示の額とする。ただし、次に掲げる項目については、利用者の選択に基づいて別に利用料の支払いを受ける。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 滞在費（室料、光熱費を含む）

利用者負担段階	第4段階の場合	1日につき	2,350円
	第3段階②の場合	1日につき	1,370円
	第3段階①の場合	1日につき	1,370円
	第2段階の場合	1日につき	880円
	第1段階の場合	1日につき	880円

(2) 食費（食材料費、調理にかかる経費を含む）

利用者負担段階	第4段階の場合	1日につき	1,445円
	第3段階②の場合	1日につき	1,300円
	第3段階①の場合	1日につき	1,000円
	第2段階の場合	1日につき	600円
	第1段階の場合	1日につき	300円

※ただし、(1)・(2)については、所得の段階により「特定入所者介護サービス費」として、補足給付の対象となる。

(3) 第9条に定める通常を送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を片道につき300円とする。

(4) その他、指定短期入所生活介護等において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。 実費

2 事業者は前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合には、事前に利用者又はその家族に対し必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文書に署名又は記名、押印を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、次の通りとする。

- (1) 札幌市南区・豊平区・中央区

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業者は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス提供を停止又は中止することができるものとする。

- (1) 利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、利用契約時に故意に告知せず、又は不実の告知を行った場合
- (2) 第8条に定める利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがなされない場合
- (3) 故意又は重大な過失により従業者、他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合
- (4) 事業者の制止又は従業者のたびたびの注意等にもかかわらず、次項に定める禁止行為を繰り返し行った場合

2 利用者は施設内において、次の各号に定める禁止行為を行ってはならない。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) 従業者及び他の利用者等に対して、迷惑の及ぶ宗教活動、政治活動、営利活動
- (3) 従業者及び他の利用者等に対する著しい暴力行為、又は施設及び備品に対する著しい破壊行為
- (4) その他施設の秩序又は風紀を著しく乱す行為

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第11条 従業者はサービスの実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族、関係機関等に対し連絡するとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は事故が発生した場合に、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害（火災、風水害、地震等をいう。）に対する具体的な対策計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

2 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定を行う。

3 業務継続計画は、従業員に周知し、年2回以上、研修及び訓練を行う。

(損害賠償)

第13条 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずる場合がある。

(守秘義務)

第14条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

2 事業所者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を使用することについて、利用者及びその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。

3 事業者は、第1項を担保するため、従業者が従業者でなくなった後においても当該秘密の保持を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(業務体制の整備)

第15条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、あわせて業務体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第16条 事業者は利用者等から苦情の申し出が、行いやすい環境を整えるため、事業所に苦情受付担当者、苦情解決責任者及び複数の苦情処理第三者委員を設置するものとする。

2 事業所の管理者は、前項について利用者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業者は身体拘束を基本的に行わないこととする。

2 事業者は、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合に限り身体拘束を行う。やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会にて協議の上、決定することとする。

3 事業者は身体拘束廃止委員会で協議した内容や拘束時期等を、利用者またはその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。

(衛生管理)

第18条 事業所は利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は当該事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないよう

に措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、従業者に周知を図る。
- (4) 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、委員会を招集し実態調査をして虐待の解決に努めるとともに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年10月16日から施行する。
2. この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。
3. この規程は、平成22年12月 1日から施行する。
4. この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
5. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
6. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
7. この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
8. この規程は、平成29年 4月 3日から施行する。
9. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
10. この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
11. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
12. この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
13. この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
14. この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
15. この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
16. この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
17. この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
18. この規定は、令和 6年 5月 1日から施行する。
19. この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

